

No.841 特許法第 29 条第 2 項で定めるところの発明の進歩性の有無を判断した事例

2015. 5. 29 宣告 事件番号 2014-3835 拒絶決定（特）

判示事項 特許法第 29 条第 2 項で定めるところの発明の進歩性の有無を判断した事例

判決要旨 請求項 1 の「スルホアルキルエーテルシクロデキストリン(SAE-CD)を含む組成物」は、活性成分を含まない担体としての組成物を意味するものとして、請求項 1 はそのような担体として持たなければならない性質、すなわち充填密度、カーン指数、粒子の大きさ、凝集剤粒子の形態(表面の粗さ)などのような粉末の流動性に関わる物性を具体的に限定している。しかしながら比較対象発明には「SAE-CD」が薬物を包接とある錯物形態で疎水性薬物の溶解度を増加させる可溶化剤と作用することだけが開示されているだけなので、請求項 1 とその技術思想が異なる。したがってその発明が属する技術分野で通常の知識を持った人が比較対象発明から本事件第 1 項発明を容易に導出することはできない。

参照条文 特許法第 29 条第 2 項、第 1 項